

(仮称) 西川口駅前分室駐車場運営事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、川口市（以下「市」という。）が管理する下記行政財産（以下「使用物件」という。）を有料時間貸駐車場として運用することについて、民間の経営ノウハウを活用し、効率的な運営と利便性の向上を図ることを目的に、運営事業者（以下「事業者」という。）を決定する方法として公募型プロポーザル方式を採用するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 使用物件の概要

- (1) 所在 川口市西川口1丁目14番6（地番）
- (2) 地積 224平方メートル

3 運営事業の条件等

（仮称）西川口駅前分室駐車場運営事業選定公募型プロポーザル標準仕様書及び協定書（案）のとおり

4 申込み手続き等

(1) スケジュール（予定）

公募開始	令和7年5月28日（水）
質問受付	公募開始から令和7年6月6日（金）まで
質問回答	令和7年6月13日（金）
参加申込の受付締切	令和7年6月20日（金）
参加資格の確認結果通知	令和7年6月27日（金）
提案書提出締切	令和7年7月9日（水）
提案書審査	令和7年7月中旬
選定結果通知	令和7年7月下旬
協定締結	令和7年7月下旬

(2) 参加資格要件

本プロポーザル参加者は、事業期間において確実に事業を遂行する能力を有し、かつ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 時間貸駐車場の基本的な考え方を理解し、管理運営に意欲があること。

イ 3年以上継続して官公署、自治体等の時間貸駐車場の運営を行った実績があり、かつ安定した経営能力を有していること。

ウ 駐車場の運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は

- 免許を有する者を従事させることができること。
- エ 令和 7・8 年度川口市物品入札参加資格者名簿に登録がある又は申請済みであること。
- オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する以下の事項に該当しないこと。
- (ア) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- カ 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- キ 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- ケ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営んでいる者でないこと。
- サ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(3) 質問事項の受付及び回答

ア 受付期間

公募開始から令和 7 年 6 月 6 日（金）17 時まで

イ 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

ウ 提出方法

質問書（様式第 1 号）を電子メールにて次の E メールアドレス宛てに提出すること。

川口市市民生活部市民課

E メールアドレス: 070.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

エ 回答方法

原則令和 7 年 6 月 13 日（金）までに、質問者名を伏せた上で市民課のホームページに随時掲載する。なお、質問内容に質問者を特定できる記載がある場合には、回答

しない。

オ その他

- (ア) 質問はウに掲げるとおり文書のみで受け付け、口頭での質問は受け付けない。
- (イ) 実施要領及び手続等についての不知又はその内容を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 参加申込み

ア 提出書類（以下「参加申込書等」という。）

- (ア) 参加申込書（様式第2号）
- (イ) 業務実績証明書（様式第3号）
- (ウ) 法人概要書（様式第4号及びパンフレット等）
- (エ) その他（令和7・8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登録済み又は申請済みであることがわかる書類の写し、提案予定の企画の実施に必要な許可証等の写しなど）

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期間及び提出方法

公募開始から令和7年6月20日（金）まで（閉庁日を除く。）の間に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、持参の場合の受付時間は、各日とも9時から17時までの間（12時から13時までの間を除く。）とする。

郵送による場合は、令和7年6月20日（金）の17時必着とする。

エ 提出先

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 第一本庁舎3階
川口市市民生活部市民課
TEL: 048-258-1608

オ その他

- (ア) アに掲げる書類のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがある。
- (イ) 参加申込書等一式提出後の修正及び加除は一切認められないため、実施要領及び質問に対する回答などを十分確認の上、提出すること。
- (ウ) 提出された書類は、返却しない。

(5) 資格確認

ア 提出された参加申込書等に基づき、資格要件の確認を行う。

イ 確認後、令和7年6月27日（金）までに、参加の可否を通知する。

ウ 通知は、参加申込書に記載されたEメールアドレスへ送付する。

(6) 提案書（様式第5号）の提出

ア 作成要領

- (ア) 提案書の用紙サイズは、A4版横とする。
- (イ) 文字の大きさは12ポイント以上とする。なお、イラスト等に含まれる文字はこの限りではないが、判読が困難な場合は当該部分を評価できないことがある。
- (ウ) 提案書は別添「評価基準」の評価項目に対応するように順に作成すること。
- (エ) 提案書は10部用意すること。

イ 提出期間及び提出方法

令和7年6月30日（月）から令和7年7月9日（水）まで（閉庁日を除く。）の間に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、持参の場合の受付時間は、各日とも9時から17時までの間（12時から13時までの間を除く。）とする。

郵送による場合は、令和7年7月9日（水）の17時必着とする。

ウ 提出先

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 第一本庁舎3階

川口市市民生活部市民課

TEL：048-258-1608

エ 参加辞退

参加を辞退する場合は、辞退届に必要事項を記入し、提案書提出期限までに提出すること。

オ その他

- (ア) 提案書提出後の修正及び加除は一切認められないため、実施要領及び質問に対する回答などを十分確認の上、提出すること。
- (イ) 提出された書類は、返却しない。
- (ウ) 提出された書類はこのプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、提案内容を除き第三者に開示する場合がある。

5 提案書審査

提出された提案書は、審査委員会にて次のとおり審査を行う。

- (1) 審査委員会の各委員は、提出された提案書について、別添「評価基準」により得点化する。
- (2) 各委員の合計得点を集計し、最高得点となる申込者を事業者として選定する。
- (3) 最高得点となる申込者が2人以上ある場合は、審査委員の決選投票により事業者を選定する。

- (4) 申込者が1者の場合であっても審査・評価は実施する。評価が一定水準に達しない場合は選定しない。

6 選定結果の通知及び公表並びに協定の締結

- (1) 選定結果は、優先交渉権者が決定次第、次の事項を選定結果通知書（様式第6号）で通知するとともに、優先交渉権者名を川口市ホームページに掲載する。

ア 通知する者の得点

イ 優先交渉権者名と得点

※ 優先交渉権者に決定されなかった者の名称は非公表とする。

- (2) 協定の締結

令和7年7月下旬までに協定を締結する。（予定）

市は優先交渉権者決定後、市から優先交渉権者に協定締結に向けての協議を行う。当該手続の方法等については、優先交渉権者あてに別途通知する。

7 申込みに当たっての留意事項等

- (1) 選定の対象からの除外

申込者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し又は事業者の選定若しくは決定を取り消す場合がある。

ア 審査委員会の委員又は審査手続業務に従事する市職員若しくはその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本申請について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 参加申込書等に虚偽の記載があった場合

エ 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合

オ その他選定の手続において不正な行為があったと市が認めた場合

カ 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合

キ 上記4(2)エの追加登録の申請をした者について、当該登録が認められなかった場合

ク 申込者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

ケ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申込者が事業者として業務を行うことについてふさわしくないと市が認めた場合

- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、事業者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。

- (3) 提案書の作成のために川口市より受領し、又はダウンロードした資料は、川口市の許可なく公表及び使用することはできない。

(4) 郵便・電子メール等の通信事故については、川口市はいかなる責任も負わない。

8 事業所管課

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 第一本庁舎3階

川口市市民生活部市民課

TEL: 048-258-1608

E-mail アドレス: 070.04000@city.kawaguchi.saitama.jp